

令和7年度入学者
東京都立知的障害特別支援学校
高等部**就業技術科**及び**職能開発科**
入学者選考について

東京都教育庁都立学校教育部特別支援教育課

東京都特別支援教育推進室

(03-5228-3433)

1 就業技術科と職能開発科について

- 東京都立知的障害特別支援学校高等部には、普通科に加えて職業教育を主とする専門学科として「就業技術科」と「職能開発科」があります。

学科	就業技術科	職能開発科
共通点	【対象】 将来、企業への就労を目指す者 【学級編制】 1学級10名	
実施する職業教育	習得した知識と技能及び就労先での経験を基に、職責の範囲内で自ら判断し、職務を遂行できる能力を育成します。	就労先で求められる知識と技能を習得し、任された職務を正確に遂行できる能力を育成します。

2 応募資格

- 就業技術科及び職能開発科の応募資格は以下のとおりです。

- ◆ 知的障害がある者
- ◆ 令和7年3月に中学部等を卒業する見込みの者又は卒業した者
- ◆ **就業技術科**及び**職能開発科**の教育方針の下、学校生活を有意義に過ごすことができ、将来、企業への就労を目指す者
- ◆ 志願する**就業技術科**設置校及び**職能開発科**設置校において**事前の個別の説明（以下、「個別説明」という。）を受けた者**
- ◆ 保護者とともに都内に住所を有する者（都外の者は入学日までに保護者と共に都内に転居する者）

3 個別説明について

- 個別説明では、出願を希望される生徒及び保護者に対し、当該校が応募資格や教育内容に関する説明等を行います。なお、個別説明を希望する際は、直接当該校へ連絡し、日時の予約をしてください。
- 当該校における個別説明を受けたうえで、申出により、当該校から願書等の出願に必要な書類をお渡しいたします。ただし、応募資格等の確認のために、再度、個別説明を受けていただく場合があります。
- 志願の変更に備え、出願を検討している全ての就業技術科及び職能開発科設置校の個別説明を受けてください。
- 個別説明は、令和6年11月5日(火)まで行います。なお、就業技術科の合格者発表後、職能開発科へ追加出願を希望する場合は、令和6年11月29日(金)まで行います。

4 特別措置について

- 適性検査や面接を受けるにあたり、障害の状態等に応じた措置（例：視覚障害があるため、問題用紙を拡大してほしい）を希望する場合は、個別説明時に御相談ください。

5 入学者選考の日程及び流れについて

- 就業技術科及び職能開発科の入学者選考の日程及び流れについては、下表を御参照ください。

	就業技術科	職能開発科
11月	入学願書受付 11/6(水)・7(木)・8(金)	
	志願の変更 ○取下げ 11/11(月) ○再提出 11/13(水)	
	適性検査・面接 11/16(土)	適性検査 11/16(土)
	合格者発表 11/28(木) 入学手続 11/28(木)・29(金)	
12月		追加出願受付 12/2(月)
		志願の変更 ○取下げ 12/4(水) ○再提出 12/5(木)
		面接 12/7(土)
		合格者発表 12/19(木) 入学手続 12/19(木)・20(金)

- 願書受付、願書取下げ、願書再提出、追加出願の受付時間は、午前10時から午後3時までです。受付状況は、東京都教育委員会及び当該校のホームページに掲載します。

6 出願について

- 願書受付には、以下の書類等が必要となります。
- ・入学願書 ・学籍・指導に関する調査書（厳封の上、親展扱い）
 - ・知的障害の程度が証明できるもの（愛の手帳(療育手帳)の写し又は医師診察記録）
 - ・入学考査料 50円 ・個別説明実施確認証
 - ・受検者と保護者の住民票記載事項証明書（※既に中学校等を卒業している場合）
- 「個別説明実施確認証」は、願書受付の際、必ず提出していただきます。出願する学校の確認印がない場合や、中学校等の校長の確認印がない場合は、受付できませんので御留意ください。既に卒業している者は、中学校等の校長の確認印は必要ありません。
- 特別措置申請をする方は、出願書類とともに、特別措置申請書を御提出ください。

7 志願の変更及び追加出願について

- 出願後、志願の変更を行うことができます。なお、以下の点に御留意ください。
- ◆ 在学している中学校等の校長による「志願変更願」の確認印が必要です。
- ◆ 出願時に提出した書類を返却する際、「志願変更願」と受検票を提出していただきます。
- ◆ 調査書は、厳封して返却します。（開封した場合は、無効になります。）
- ◆ 願書の取り下げをした直後に、同じ学校への再提出はできません。

【出願後の志願変更】

令和6年11月11日(月)に願書を取り下げた学校には再提出できません。

【職能開発科追加出願後の志願変更】

令和6年12月4日(水)に願書を取り下げた学校には再提出できません。

- 就業技術科の合格者とならなかった者で、職能開発科への入学を希望する者は、追加出願をすることができます。
- 追加出願をする際は、就業技術科及び職能開発科共通の適性検査を受けている必要があります。

8 適性検査について

- 就業技術科及び職能開発科の適性検査の実施方針は、以下のとおりです。
- ◆ 就業技術科及び職能開発科の教育により、将来、企業就労を実現するために必要な基礎的な知識・技能を獲得できる能力や態度・意欲について把握するため、適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱを実施する。
- ◆ 小学校の通常の学級、小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部における学習や日常の生活での経験等を踏まえた内容の問題を出題する。
- 適性検査の出題のねらい及び検査方法等は、以下のとおりです。

	適性検査Ⅰ	適性検査Ⅱ
出題のねらい	<ul style="list-style-type: none">・ 指示の内容を理解し、指示に従って正確に作業を遂行する力を把握する。・ 数量、時間、言語等に関する基本的な理解力、及び決められた時間内で正確に処理する力を把握する。・ 図や表等に関する基本的な理解力及び文章や数値等の誤りを校正する力を把握する。	<ul style="list-style-type: none">・ 日常生活等で経験した事柄について、文章で表現する力を把握する。・ 社会や集団でのルール、望ましい行動や態度等について、文章で表現する力を把握する。
検査方法	<ul style="list-style-type: none">・ 筆記による検査・ 実技（作業）による検査	<ul style="list-style-type: none">・ 作文
検査時間	60分	40分

9 インフルエンザ等罹（り）患者に対する追検査について

- インフルエンザ等の学校感染症に罹患し、検査日に受検することができなかった受検者に対し、所定の措置申請手続により追検査を実施します。申請する際、入学考査料は徴収しません。詳しくは出願の際に御案内します。

10 備考

- 令和7年度入学者の募集人員については、令和6年10月に公表予定です。
- 調査書、適性検査及び面接の得点の合計は1,000点とし、調査書の得点、適性検査Ⅰの得点、適性検査Ⅱの得点、面接の得点の比率は、「2:3:1:4」です。